

「KOBE 子育て応援団」事業参画規約

「KOBE 子育て応援団」事業（以下「本事業」という。）では、子どもや子育てを応援する意欲をお持ちの地域の店舗や事業所等の御協力により、子育て応援の多様なサービスを提供することで、市全体で、子育て世帯を応援する機運を醸成していきます。

この規約の記載内容を御確認の上、御同意いただいた上で、是非、本事業に御参加ください。

（趣旨）

第1条 この規約は、「KOBE 子育て応援団」事業実施要綱（平成 29 年 6 月 13 日付。以下「要綱」という。）に基づく「KOBE 子育て応援団」事業への協力について、必要な事項を定めます。

（定義）

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

（1）参画事業者等

本事業の趣旨に賛同し、自らの負担により、子どもや子育て応援のためのサービス（以下「子育て応援サービス」という。）を提供する事業者をいいます。

（2）参画店舗等

本事業の趣旨に賛同し、自らの負担により、子育て応援サービスを提供する事業者等の店舗又は施設をいいます。

（3）公式シンボルマーク及びキャラクター

本事業を象徴し、広く市民等に周知するために定めるものをいいます。

（4）参画ステッカー

本事業の参画店舗等であることを表示するため、市が参画事業者等に発行するものをいいます。その意匠は別に定めます。

（5）子育て応援サイト

市が本事業のために参画店舗等の情報提供等を実施するためのウェブサイトをいいます。

（参画店舗等の範囲）

第3条 参画店舗等は、原則として市内に所在する施設に限ります。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としません。

（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規

制されている業種を営む施設。

- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする施設。
- (3) 暴力団の関連する施設。
- (4) その他本事業の趣旨にそぐわないと認める施設。

(参画店舗等の登録の手続)

第4条 参画店舗等の登録を希望する者は、子育て応援サイト等に定め掲示された様式により申込みを行うこととします。

- 2 市は、前号の申込者が参画店舗等として適当であると認める場合は、電子メール・電話・郵送等の方法により登録した旨を通知するとともに、請求があれば、参画ステッカーを送付します。
- 3 市は、第1項の申込者が参画店舗として適当であると認められない場合は、電子メール・電話・郵送等の方法により登録できない旨を通知します。
- 4 参画店舗等の登録は、原則として1店舗ごととします。ただし、複数の施設を有する参画事業者等の場合は、事前に市と協議の上、一括して登録申込みをすることができます。
- 5 市は、参画事業者等が、第1項に定める申し込みを行った時に、市と参画事業者等との権利義務関係について定めるこの規約の内容に同意したものとみなします。

(参画店舗等の登録の有効期限)

第5条 参画店舗等の登録の有効期限は、登録を行った後の最初の3月31日までとします。ただし、期限終了の1か月前までに、参画事業者等又は市のいずれからも特段の申し出がないときは、有効期限をさらに1年間延長することとし、以後も同様とします。

(子育て応援サービスの提供等)

第6条 参画事業者等は、それぞれの協力できる範囲内で、子育て応援サービスを提供するものとし、その内容は、次の各号に掲げるものとします。ただし、子どもの健全育成を損なうものなど本事業の趣旨にそぐわないと市が認めるものについては、当事業の子育て応援サービスとすることができません。

- (1) 子ども連れ入店(利用) 歓迎
- (2) バリアフリーのエレベーターがあるなど、ベビーカーで利用できる
- (3) 分煙・禁煙になっている
- (4) おむつ交換をする場所がある
- (5) 授乳コーナーがある
- (6) 子育て相談ができる(保育士・看護師・保健師等の専門職が常駐)
- (7) 商品の割引

(8) その他利用者に資するサービス

(登録内容の変更等)

第7条 参画事業者等は、参画店舗等の登録内容に変更が生じた場合、又は子育て応援サービスの内容を更新する場合は、速やかに市に連絡し、定められた様式により届け出ます。

2 市は、前項に定める届出を受けたときは、その内容について審査を行い、適当であると認める場合は変更を行います。

(参画事業者等の広告等)

第8条 第4条第2項に規定する参画ステッカーによる表示のほか、参画事業者等は、市と事前に協議をし、市が認める範囲で次の各号に掲げる広告等を実施することができます。

- (1) 自己の広報印刷物等における市の子育てに関する公式シンボルマーク及びキャラクターの使用。
- (2) 自己のウェブサイトにおける子育て応援サイト等へのリンク及びバナーの掲載。

(公式シンボルマーク及びキャラクターの取扱い基準)

第9条 前条の広告に公式シンボルマーク及びキャラクターを利用する際は、次の各号に掲げる基準を遵守しなければなりません。

- (1) 要綱に規定した意匠のデザインを変更・改変しないこと。
- (2) サイズを拡大・縮小する場合は、縦横の比率を変えないこと。
- (3) カラーをつける場合は、原図のとおりの配色とすること。
- (4) 公式シンボルマーク及びキャラクターのデザインと企業・商品のイメージが同一化するような使用はしないこと。
- (5) 公式シンボルマーク及びキャラクターのデザインを協賛事業者の商標又は意匠に使用（登録）しないこと。
- (6) 公式シンボルマーク及びキャラクターを利用する際は、利用デザイン案を市へ提出すること。

(子育て世帯等の確認)

第10条 参画事業者等は、子育て応援サービスを提供する場合は、次に掲げる方法により、子育て世帯等の確認をするものとします。

- (1) 利用者が子ども連れ又は妊娠中の者であることを原則目視により確認する。
- (2) 利用者が子ども連れでない場合又は妊娠中の者であると確認できない場合は、保険証、母子健康手帳等の提示を求め確認する。

(3) その他、子育て世帯等に過度の負担をかけない独自の方法で確認する。

(参画事業者等の登録の取消し)

第 11 条 市は、参画事業者等が次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができます。

- (1) 参画事業者等が要綱及び本規約の規定に違反した場合
 - (2) その他参画事業者等の協力実施状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合
- 2 前項の規定により登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めません。

(参画店舗等の廃止)

第 12 条 参画事業者等は、参画店舗・施設等の登録の廃止を希望する場合は、定められた様式により市に届け出ることができます。

(子育て応援サイトの停止又は中断)

第 13 条 市は、次の各号に該当する場合には、参画事業者等に事前に通告することなく、子育て応援サイトの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。

- (1) 子育て応援サイトに係るシステムの保守、点検作業を定期的又は緊急に行う場合
- (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 地震、火災、停電その他の非常事態により運営サイトの運営が困難な場合
- (4) その他子育て応援サイトの管理運営上支障があると認める場合

2 市は、前項各号に定める事由により子育て応援サイトの提供の遅延又は中断が生じた場合であっても、これに起因して参画事業者等が被った損害について免責されるものとします。

(子育て応援サイトの権利帰属)

第 14 条 子育て応援サイトに関する所有権及び知的財産権は、参画事業者等の制作にかかる情報を除き、市に帰属するものとします。また、参画事業者等としての登録の承認は、子育て応援サイトに関する知的財産権の市からの使用許諾を意味するものではありません。

(個人情報の保護)

第 15 条 市は、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、神戸市個人情報保護条例（平成 9 年平成 9 年 10 月 9 日 条例第 40 号）に基づき、適正に取り扱うこととします。

(保証の否認及び免責)

第 16 条 子育て応援サイトにおける情報の掲載は、参画事業者等が提供する子育て応援サービスの情報を利用者に対して紹介するためのものであって、取扱商品等の販売促進、顧客斡旋、集客効果等を市が保証するものではありません。

2 参画事業者等は、子育て応援サービスの内容が、参画事業者等に適用される法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとします。また、参画事業者等としての認定及び子育て応援サイトにおける参画事業者等の情報掲載は、市が参画事業者等に適用される法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

3 市は、参画事業者等と利用者との間の実際の取引等には一切関与しないものとし、本事業に関連して参画事業者等において何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、市はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとします。

4 第 1 項から第 3 項までに規定するもののほか、本事業に関連して参画事業者等と利用者その他第三者との間で生じたトラブルに関し、市の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、市は一切免責されるものとします。

(紛争処理及び損害賠償)

第 17 条 参画事業者等は、この規約に違反することにより、市に損害を与えた場合、市に対し、その損害を賠償しなければなりません。

2 参画事業者等は、子育て応援サービスの提供又は本事業の実施に関し、利用者その他第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争が生じた場合、参画事業者等の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理するものとします。

(権利譲渡等の禁止)

第 18 条 参画事業者等は、この規約に基づく自己の権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは転貸、売買、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

(準拠法及び裁判管轄)

第 19 条 この規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法が適用されるものとします。また、この規約に関して、参画事業者等と市との間で紛争が生じた場合における第一審の専属的管轄裁判所は、神戸簡易裁判所又は神戸地方裁判所とします。

(協議解決)

第 20 条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、参画事業者及び市が互いに信義誠実の原則に従って別途協議の上、速やかにこれを解決するも

のとします。

(規約の変更)

第 21 条 この規約の内容は、必要に応じ、協賛事業者の事前の承諾を得ることなく、市において変更することがあります。

2 この規約の変更に関する告知は、子育て応援サイトへの掲載の方法のみによって行います。

3 最新の規約の確認は、子育て応援サイト上で行うものとします。また、子育て応援サイト内に随時掲載、追加する付則及び規程類は、この規約の一部を構成するものとします。

(委任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、当事業の実施及び子育て応援サイトの運営に当たり必要な事項は、別途定めます。

附則

この規約は、決定の日から施行します。